鳥取市環境基本計画等改訂業務委託業者選定委員会設置要領

資料１

第1条　この要領は、鳥取市が発注する、鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）並びに鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂業務を委託する業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条　この選定委員会は、鳥取市環境基本計画等改訂業務委託業者選定委員会 (以下「委員会」という。)と称する。

(対象)

第3条　委員会は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする策定業務に適当と認められる業者を選定するため、必要な事務手続きを行うものとする。

2　委員会は、提案書等の提案内容の審査及び評価を行い、当該策定業務の内容に最も適すると認められる提案者を特定するものとする。

(所掌事務)

第4条　委員会は、技術提案者の選定に係る業務を所掌する。

(組織)

第5条　委員会は、5名の委員で組織し、内4名は環境審議会委員から選出する。

2　委員長は、委員の互選により決定する。

3　委員長は、委員会を総理する。

(会議)

第6条　委員会は、委員長が召集する。

(議事)

第7条　委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(事務局)

第8条　委員会の事務局を市民生活部環境局に置く。

2　事務局は、市民生活部環境局の職員をもって充てる。

(補則)

第9条　この要領に定めない事項は、委員会の決するところによるものとする。

附　則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。